

議案第31号

里庄町介護保険条例の一部改正について

里庄町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年6月8日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の施行に伴い、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正されたこと及び新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例を定める必要があることから、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町介護保険条例の一部を改正する条例

里庄町介護保険条例（平成12年里庄町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「令和元年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に、「23,400円」を「18,720円」に改め、同条第3項中「令和元年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に、「23,400円」を「18,720円」に、「39,000円」を「31,200円」に改め、同条第4項中「令和元年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に、「23,400円」を「18,720円」に、「45,240円」を「43,680円」に改める。

附則第8条の次に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例）

第9条 新型コロナウイルス感染症の影響により第10条第1項の規定の適用を受ける第1号被保険者については、同条第2項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出した場合において、町長が必要と認めるときは、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であつて、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている保険料の全部又は一部について減免する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第8条の次に1条を加える改正規定は、令和2年2月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の里庄町介護保険条例第2条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。